

TDGs (TOMI Doctoral Global Scholarship)

富山大学大学院 博士後期課程 外国人留学生向け奨学金

令和8年10月及び令和9年4月入学者支援対象

募集要項

〇趣旨

本奨学金 (TDGs ; TOMI Doctoral Global Scholarship) は、富山大学 (以下「本学」という。) 大学院博士 (後期) 課程に在籍する優秀な私費外国人留学生が、研究に専念できるよう、経済的に支援することを目的としています。

本募集要項では、令和8年10月及び令和9年4月に入学する学生を対象として、支援希望者を以下のとおり募集します。

〇確認事項

申請に当たっては、以下の事項を必ず確認してください。

(1) 決定時期について

奨学金選考結果は、令和8年10月及び令和9年4月入学予定者のいずれも、令和8年8月下旬に申請者本人にEメールで通知予定です。

(2) 本学大学院入試について

本事業による支援を受けるためには、別途、本学大学院博士 (後期) 課程入試に出願の上、合格する必要があります。当該大学院入試に合格していない場合は、本事業の採用決定を取り消します。(大学院入試出願開始 令和8年7月頃を予定)

本学大学院入試の情報は、大学院各研究科 (学環) のウェブサイトを確認ください。

【総合医薬学研究科】 <https://www.mps.u-toyama.ac.jp/>

【医薬理工学環】 <https://www.gpms.u-toyama.ac.jp/>

【理工学研究科】 <https://www.gsse.u-toyama.ac.jp/>

(3) 大学院の入学料及び授業料について

本事業では、入学料及び授業料の支援はありません。別途本学が定める入学料及び授業料を納付しなければなりません。

ただし、本奨学金から支払うことも可能です。本奨学金の使途に特段の定めはありません。

(4) 渡日時期について

渡日時期が入学月から大幅に遅れる場合は、本事業の採用決定を取消す場合があります。

1. 申請資格

富山大学または本学の交流協定校の修士課程に在籍し（在籍していた者も含む）、かつ本学大学院博士（後期）課程の令和8年10月及び令和9年4月入学希望者を対象とする入学試験を受験する予定の者で、優れた研究能力を有する者を対象とします。

富山大学の協定校については、以下のリンクをご確認ください。

<https://www.u-toyama.ac.jp/en/international/>

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とします。

- (1) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員
- (2) 国費外国人留学生となる予定の者
- (3) 本国政府からの支援を受ける予定の者
- (4) 他の奨学金を受給予定の者

現在各種奨学金(国費、財団等)を受給している、受給が決定している、又は申請中・申請を検討している場合は、必ず本事業への申請前に「11. 問合せ先」へご連絡ください。

その他申請資格で不明点がある場合も、必ず「11. 問合せ先」に照会してください。

なお、他機関から研究費及び報酬を受給することは、奨学金の受給資格に影響しないものとします。

2. 支給額

本事業で支給する奨学金は、次のとおりとします。

奨学金：年額 250 万円

- ・入学後に、日本で開設した本人名義口座に振込みます。
- ・各学期の開始月に、年額の半額を支給します。(10月・4月に125万円ずつ支給)
- ・奨学金は返済の必要はありません。
- ・本事業による支援開始月に渡日していない場合、奨学金の支給は渡日後になります。
- ・本事業では、大学院の入学料及び授業料の支援はありませんので、別途本学が定める入学料及び授業料を納付しなければなりません。本奨学金から支払うことも可能です。入試合格後、入学手続きサイトにて入学料・授業料の支払い方法を確認し、減免または納付猶予を希望する場合は同サイトから申請してください。
- ・博士(後期)課程合格後に「奨学金給付決定証明書」を発行します。

3. 募集(採用予定)人数

本学大学院博士(後期)課程に令和8年10月及び令和9年4月入学予定の者から5名程度

4. 支援予定期間

令和8年10月及び令和9年4月(入学月)から支援を開始します。

標準修業年限が3年の博士(後期)課程の学生に対しては3年間、4年となる博士(後期)課程の学生に対しては4年間支給します。

なお、上記期間内であっても、別に定めるとおり、休学した場合や退学した場合、義務の履行状況が不十分と判断された場合等により、支援の取消しとなる場合がありますのでご注意ください。

5. 申請手続

本事業による支援を希望する者は、申請フォームに入力後、下記①～②の書類を提出してください。

※申請書は日本語もしくは英語で作成してください。支援を希望する申請者本人以外の者が代筆した申請書や自動翻訳ソフトや生成AIによる文章をそのまま用いたと思われる申請書は受け付けません。

申請書提出期間 令和8(2026)年4月1日(水)～令和8(2026)年5月15日(金)

(1) 提出書類

① 申請書（別紙様式1）

② 富山大学における指導予定教員の推薦書（別紙様式2）

指導予定教員の推薦書（別紙様式2）の提出にあたっては、事前に、希望する研究科等の入試情報ページや「[富山大学研究者プロフィール Pure](#)」から指導を希望する教員を探してください。研究内容等を確認し、研究室にコンタクトを取ってください。

(2) 申請フォーム

<https://forms.office.com/r/jDMzbnBfnb>

(3) 提出先

学務部 国際課 留学支援担当 Eメール：ryugaku@adm.u-toyama.ac.jp

なお、申請は「申請フォームへの入力」と「必要書類のメール提出」のいずれか一方のみでは受理されません。必ず、両方を期限までに完了してください。

6. 選考及び結果通知

支援対象学生の選考は、以下のとおり実施します。

(1) 書類選考

提出された申請書を基に、所属希望の研究科（学環）において書類審査を行います。

(2) 面接選考

書類審査結果をもとに、全学委員会（以下「委員会」とする。）において審議のうえ面接対象者を決定し、同委員会で面接選考を実施します（令和8年7月以降）。面接時に日本国内に不在の場合は、オンラインで実施します。面接は日本語もしくは英語で実施します。面接選考に参加しない場合は、選考対象外となります。

(3) 合格者の通知

選考結果は、令和8年8月下旬までに申請者本人にEメールにてお知らせします。

支援対象学生としての確定は、10月入学者は令和8年10月1日時点において、4月入学者は令和9年4月1日時点において、当該研究科（学環）博士（後期）課程に在籍していることをもって確定とします。

7. 選考の観点

本事業による支援対象学生の選考に際し、参考とする成績は、次に掲げる各号の点数化により行います。

- (1) 申請時までの論文、学会発表及び特許に関する業績
 - ① 原著論文または総説等（学術雑誌掲載のもの）
 - ② 学会発表、パネラー等
 - ③ 特許取得・出願

- (2) 申請者が作成する研究計画
 - ① 研究課題設定に至る背景が示されていること
 - ② 着想が優れていること
 - ③ 研究方法にオリジナリティがあること
 - ④ 自身の研究課題の今後の展望が示されていること
 - ⑤ 新たな研究環境に身を置いて自らの研究者としての能力を一層伸ばす意欲が見られること
 - ⑥ 学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること

- (3) 委員会による申請者との面接結果
委員会において、研究計画の内容および申請者の適性等を面接にて審査します。面接の冒頭5分間で、自己紹介と申請者の研究計画の概要を説明してもらい、その後、面接官の質問に答えてもらいます。面接は日本語または英語で行います。

8. 支援対象学生の義務

本事業の目的を達成するため、支援対象学生は、次に掲げる各号の義務を負うものとします。

- (1) 研究計画に基づく研究への専念
- (2) 年間1報の論文投稿又は国際学会での発表
- (3) 指導教員との定期面談
- (4) 研究状況の報告（報告会等）
- (5) 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了
- (6) 本学のヘルン・システムへの進路報告及びアルムナイプラットフォームへの登録
- (7) 大学からの調査・依頼等への対応
- (8) 奨学金に関する確定申告等の税法上の手続き
- (9) 富山大学と母国・出身校との架け橋として、リエゾン活動への積極的な関与

9. 確認事項

次の事項に該当する場合については、奨学金の支給を取り消し、又は返還を命じることがあります。

- (1) 申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- (2) 申請資格に該当しなくなった場合
- (3) 富山大学における学生の懲戒規則に基づき懲戒処分を受けた場合
- (4) 休学した場合。ただし、出産・育児等のライフイベントによる休学、病気等のやむを得ない休学の場合は、委員会が支給を休止することができる。なお、原則として支給を休止することができる期間は2年を上限とし、「4. 支援予定期間」に定める期間に含めないものとするが、委員会の措置により変更することがある。
- (5) 病気その他の理由により、修学又は研究の継続が困難となった場合
- (6) 退学した場合
- (7) 「外国為替及び外国貿易法（外為法）」及び「国立大学法人富山大学安全保障輸出管理規則」における規制事項に該当する場合。
- (8) 上記「8. 支援対象学生の義務」に違反した場合
- (9) その他、奨学金の支給を取り消すべき事由があると大学が判断した場合。

10. 個人情報の取扱い

申請書に記載の氏名等の個人情報は、書類審査等の選考及び本事業に関する業務を遂行するために利用させていただきます。

11. 問合せ先

富山大学学務部国際課留学支援担当
(Email) ryugaku@adm.u-toyama.ac.jp